南山大学学生表彰規程

- 第1条 学則第33条に基づく学生の表彰はこの規程の定めるところによる。
- 第2条 表彰は次の各号のいずれかに該当する者個人または団体に対して行なう。
 - 1 品行方正で学業に特に優れた成績をおさめたとき
 - 2 課外活動において特に顕著な成績をおさめたとき、または課外活動に著しく貢献したと き
 - 3 特に顕著な善行のあったとき
- 第3条 表彰は、学長表彰、学部長表彰および学生部長表彰とする。
 - ② 学長表彰は卒業予定者のうち、前条各号のいずれかに定める条件を在学中継続して充たした者について当該年度末に行なう。ただし、単年度においても、この表彰条件に相当すると認められるときは、卒業予定者、在学者、個人、団体の別なく適当な時期に学長表彰を行なうことができる。
 - ③ 学部長表彰は当該年度、前条第1号に定める条件を充たした者について、次年度始めに行なう。
 - ④ 学生部長表彰は当該年度、前条第2号または第3号に定める条件を充たした者また団体について、当該年度末に行なう。
- 第4条 第2条第1号に基づく表彰は、学部教授会の議を経て学部長が、第2条第2号および第3号に基づく表彰は学生委員会の議を経て学生部長が、それぞれ原案を作成するものとする。
 - ② 学長表彰は前項原案につき、大学評議会の議を経て学長が行う。
 - ③ 学部長表彰および学生部長表彰はそれぞれ内規の定めるところにより学長の承認を得て、各表彰権者が行なう。

附 則

- 1 この規程は、昭和50年3月1日から施行する。
- 2 南山大学賞罰規程は廃止する。

附 則

この規程の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。